

公益社団法人 朝倉市シルバー人材センター
令和8年(2026年)度事業計画

I 事業概要

少子高齢化がますます進行し労働力人口が減少する中で、今後も高齢者の活躍が欠かせなくなり、その需要は更に増加していくものと思われま

す。地域の高齢者が就業を通して地域社会に貢献し、生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っているシルバー人材センターには、その期待に応えていく義務があります。

お客様からの作業の依頼については、安全面を確認し高齢者の就業として適正なものかを判断した上で受託につなげるようにしなくてはなりません。

さて、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下「フリーランス法」という。)の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された基本方針に沿って契約方法の見直しを行い、発注者及び会員の理解を得たうえで令和8年度から包括的契約(発注者、センター、会員の三者間での契約)への移行を開始します。移行することにより、インボイスの扱いが変更されることになるため、これまで以上に発注者への説明には丁寧さを欠くことが無いようにしなくてはなりません。

これからは、恒久的なシルバー人材センターの課題目標に向かいまい進してまいります。

一つは会員数の拡大です。昨年度から始まった「新たな仲間づくり計画～10万人の増加を目指して!」は2年目となります。残念ながら目標達成とはなりませんでした。今年度も毎週2回開催の入会説明会を継続し、会員募集チラシを積極的に発行することで入会者増を目指します。また、女性委員会主催の介護予防講座の開催による女性会員獲得も重要な活動です。更に「お友達紹介キャンペーン」を引き続き実施することで会員さんの意識も高め、事務局と一体となり会員増を目指します。

二つ目は、事故の撲滅です。シルバー人材センターでの生きがい就労において、事故により身体に障害が残るようなことや他人の物に傷をつけるようなことがあってはいけません。朝倉市シルバー人材センター全体の安全意識をもっと高め、事故撲滅に取り組みます。

今後も、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、会員さんと役員及び事務局が一体となり地域社会に信頼されるシルバー人材センターを目指し事業の取り組みを進めてまいります。

II 基本方針

シルバー人材センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生

きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。この目的を達成するため、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努めながら次の事業を実施します。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援(公益目的事業)

1 就業開拓提供等事業

(1) 受託事業(一般)

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、家庭、民間企業、官公庁等から有償で引き受け、これを会員に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬(配分金)を支払うもので、センターは発注者に対して適切に仕事を完成させる義務、又は「シルバー人材センター利用規約」等に基づき、包括的契約という形式により、発注者から有償で引き受けた仕事を完成させる義務を負う会員の選定等の業務を行います。

(2) 独自事業

高齢者の就業機会を広げるため、会員自らの創意と工夫により独自の就業の場を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と社会参加を促進し地域の活性化を図ります。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

地域貢献や会員の就業促進を目的に、市の介護予防・日常生活支援総合事業の受託事業所として、要支援1・2及び事業対象者の高齢者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業(公益目的事業)

1 職業紹介事業

福岡県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という)の職業紹介事業の事務所として、センター事務所内に連合会朝倉市実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受け付け、就業を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

2 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会朝倉市実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣契約での労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、安全・適正就業促進、研修・講習、相談・助言、調査研究等(公益目的事業)

1 普及啓発事業

地域社会の信頼と理解を得たうえで、シルバー人材センターが持続的に活動できるよう、センター活動の基本的な理念や仕組み、そして現在の活動を広く正しく地域社会に浸透させるため、様々な普及啓発活動や情報発信を行います。

2 安全・適正就業推進事業

「安全」は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をするうえで最も重要な課題です。「安全はすべてに優先する」を合言葉に、高齢者が自らの健康維持と安全確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発に努めます。

また、就業にあたっては「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」の範囲内で、請負、委任又は派遣就業など高齢者にふさわしい仕事の提供に努めるとともに、関係法令等を遵守した適正な就業を推進します。

3 相談事業

地域社会の高齢者の就業及び社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応します。未就業会員についても就業希望に対応できるよう努めます。

また、シルバー人材センターへ入会を希望する地域の高齢者を対象とした入会説明会を毎週定時に実施します

4 研修・講習事業

高齢者にふさわしい地域に密着した仕事ニーズに対して、就業に必要な技能や知識の習得や安全意識の向上を目的とした各種研修や講習会を行います。

Ⅲ 実施計画

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援(公益目的事業)

1 就業開拓提供等事業

(1) 受託事業(一般)

高齢者への就業機会の提供は、発注された仕事の情報を知らせ、発注内容にふさわしい高齢者に請負又は委任の形で提供します。高齢者の希望、能力等に応じて公平に就業機会の提供を行い、多くの高齢者が就業機会を得られるように、グループ就業やローテーション就業など仕事の分かち合いに配慮します。

① 令和8年度見込み

就業実人員	就業延日人員	就業率	契約金額
310 人	23, 100 人	80.7%	201, 847 千円

② 主な就業分野

- 【技術・技能分野】 剪定、襖・障子張り、大工(簡単な大工作業)
- 【事務分野】 筆耕(宛名書き、賞状書き等)
- 【管理分野】 公園管理、各種会場での駐車場整理業務
- 【折衝外交分野】 上下水道メーター検針
- 【一般作業分野】 草刈り、消毒、除草、清掃、農業支援、屋内・外の軽作業
- 【サービス分野】 家事援助サービス、困りごと支援事業(ワンコインサービス)、親孝行代行サービス事業

(2) 独自事業

高齢者の知識、経験、能力を活かし、独自の創意工夫により地域社会へ多種多様なサービスを提供するため次の事業を行います。

① 令和8年度見込み

就業実人員	就業延日人員	就業率	契約金額
35 人	1, 250 人	9.1%	6, 800 千円

② 実施事業

- シルバー農園 耕作放棄地を利用した菊芋等の栽培と加工販売
- 甘木絞り 技術の伝承と作品製作販売及び後継者の育成
- 刃物研ぎ 就業者の高齢化により会場を限定しての規模縮小にて、包丁・鉋等の刃物研ぎを実施
- 小物作り 女性委員会・女性会員による小物作りと販売

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

地域貢献や会員の就業促進を目的に、市の介護予防・日常生活支援総合事業の受託事業者として、要支援1・2及び事業対象者の認定を受けた在宅の高齢者の日常生活を支援し自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援(訪問型サービスA)を行います。

令和8年度見込み

就業実人員	就業延日人員	就業率	契約金額
20名	1,100人	5.2%	1,450千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業(公益目的事業)

1 職業紹介事業

連合会の職業紹介事業の事務所として、センター事務所内に連合会朝倉市実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、職業紹介事業を実施する。

2 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会朝倉市実施事務所を置き、「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

(1) 令和8年度 朝倉市事務所見込み

就業実人員	就業延人員(人日)	雇用就業率	契約金額
130人	12,000人	33.9%	80,000千円

(2) 主な就業分野

- ・施設管理業務(公共施設(ピーポート、フレアス甘木、各学習センター他))
- ・図書館業務(移動図書館車運転、図書館3館資料回収)
- ・運転業務(マイクロバスの一部)(公共のみ)
- ・工場内軽作業・施設内清掃業務・屋外軽作業・屋外清掃業務

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言等(公益目的事業)

1 普及啓発事業

(1) 会員拡大に向けた広報活動

- 広報紙「シルバーあさくら」を年2回発行し、市広報紙とともに市内全世帯に配布して、センターの活動状況の紹介や仕事及び会員の募集を行います。

- ホームページの有効活用に努め、仕事募集、会員募集を発信します。
また、Web 入会、Web 受注へ対応できるよう更新を行います。
- 会員募集チラシの増発、求人誌への掲載、募集掲示板の活用、「事務局だより」の活用等をとおして会員募集を積極的に行ないます。
- 令和7年度から6年間を全国会員10万人純増を達成する計画のもと、朝倉市シルバー人材センターに課せられた目標数値は58人増です。
「お友達紹介キャンペーン」の入会者昨年実績は5名でした、本年度もさらに拡大するように継続実施いたします。

会員拡大目標(純増目標)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
13名	13名	13名	12名	12名

※令和6年度末の会員数を基準として、増員目標を設定しています。年度で未達成の場合、次年度以降へ加算ようになります。

(2) 社会参加・ボランティア活動

- 秋季と春季において、市内公共施設等の清掃などボランティア活動を実施します。

(3) 地域交流活動

- 市内開催の「あさくら祭り」には積極的に出店し、物品販売の事業活動をとおして、市民との交流を深め朝倉市シルバー人材センターの周知に努めます。

2 安全・適正就業推進事業

(1) 安全意識の啓発

安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加するうえで最も重要な課題であり、「安全はすべてに優先する」の理念のもと、高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行う。

- 安全委員会を開催します。
- 安全確認のための安全パトロールを実施します。
- 職群班ごとの会議では、事故状況を共有し安全意識の向上に努めます。
- 安全就業促進大会を開催し、会員の安全意識の向上に努めます。
- 夏季期間の就業での熱中症対策、季節性インフルエンザ感染症への注意喚起に努めます。

(2) 適正就業の管理

センター事業における高齢者の就業内容は、高齢法において「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(1週間当たりの就業時間が概ね20時間を超えないもの)」と定められており、請負・委任による仕事の提供について適正かつ慎重に係

法令の遵守に努め、会員のローテーション就業の推進に努めます。

○適正就業委員会を開催します。

○就業状況の内容把握に努めローテーション・シェアリングを推進します。

3 相談事業

(1) 就業相談の実施

○ 会員及び地域の高齢者を対象に、随時、就業相談に対応します。

(2) 入会説明会の開催

○ 地域の高齢者を対象に、毎週月・木曜日に入会説明会を開催します。また、各出張所では週3回随時に入会の相談に対応します。

4 研修・講習事業

○ 会員及び地域の高齢者を対象に、連合会と連携した技能講習、就業体験等積極的に参加を促します。

○ 会員及び地域の高齢者を対象に、朝倉市と連携し家事援助講習会を実施します。

○ 農業支援の就業の中で、技術を要する「柿の摘蕾作業」要員の養成を図るために、福岡県農林事務所普及指導センターの指導の元、「柿の摘蕾講習会」を開催します。

○ 安全・適正就業の意識向上を目的に連合会の安全就業促進大会には積極的に参加します。

○ センターでは、毎年1月に安全就業促進大会を開催し、優秀安全標語受賞者の表彰、安全に関する講話、安全就業宣言文の読み上げを行い、朝倉市シルバー人材センターの安全意識の更なる向上を目指します。

○ 連合会主催の安全就業推進員研修会には、推進員及び会員が積極的に参加します。

○ 会員と事務局間の各種連絡や会員業務仕様書発行等のスマホを用いたデジタル化の促進に努めます。

○ 地域懇談会開催時にはシルバー事業の現状や安全就業の重要性等説明し、活発な意見交換の場となるよう努めます。